

令和4年12月15日

## 令和5年度 松本市立博物館館園実習 募集要項

松本市立博物館

### 1 趣旨

この実習は、博物館法施行規則第2条の規定により実施するもので、文部科学省が示した「博物館実習ガイドライン」の館園実習に当たります。

### 2 実習内容

- (1) 地域博物館としての運営理念（講義）
- (2) 収集、保管、展示、整理、調査研究、教育普及等の学芸員の実務体験
- (3) 市民協働事業の体験

### 3 実習日程

令和5年7月下旬～9月下旬のうち5日間程度

午前8時30分から午後5時まで（原則、正午から午後1時までは昼休み）

### 4 実施施設（予定）

松本市立博物館

### 5 募集定員

10人程度

### 6 募集条件

- (1) 松本市の出身者または松本市に所在する大学等に籍を置き、現在大学等において「博物館法施行規則第1条に定める博物館に関する科目の単位」のうち「博物館実習（3単位）」を履修している者
- (2) 学芸員資格を取得し、将来、学芸員として活動していく意思のある者  
※新型コロナウイルスの感染状況や社会状況によって、実習日初日の2週間前に長野県内へ移動いただく等の措置をとる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) 実習受講希望者が籍を置く大学等が、松本市立博物館を実習館として認めること。  
※当館は令和4年度に登録取り消しとなり、館園実習受け入れ施設としての資格を欠くため、実習生が籍を置く大学等が、当館を実習館として認めることが受入れの要件となります。

### 7 書類受付期間

令和5年1月10日（火）から令和5年2月10日（金）まで ※必着

## 8 書類選考のための提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類

実務実習希望調書（所定の書式）

※松本市立博物館が定める様式をA4用紙に片面印刷し、記入すること。

（様式は当館ホームページ(<http://www.matsu-haku.com/>)よりダウンロード)

### (2) 提出方法及び提出先

#### ア 提出方法

郵送

#### イ 提出先

〒390-0874

長野県松本市大手3-2-21

松本市立博物館 学芸員実務実習担当あて

※封筒の表に「博物館実習希望書類在中」と朱書きすること。

## 9 選考結果

館内で審査の上、令和5年2月末までに本人あてに結果を郵送

## 10 その他

- (1) 実習中の事故等に関しては、当館は一切の責任を負いません。
- (2) 日程及びカリキュラムは、令和5年度になって決定します。
- (3) 新型コロナウイルスの感染防止対策等、社会情勢に応じやむなく実習を中止または延期する場合があります。

## 11 問合せ

松本市立博物館 博物館実習担当 山村里佳

住 所 〒390-0874

長野県松本市大手3-2-21

T E L 0263-32-0133

F A X 0263-32-8974

E-mail [mcmuse@city.matsumoto.lg.jp](mailto:mcmuse@city.matsumoto.lg.jp)